

## < 会社分割と「経審」2 >

すでに、多くの固定資産をかかえた企業においては、固定資産がネックになってなかなか点数が上がらない場合があります。そこで、固定資産の移転を考えるのですが、固定資産の移転によって多額の税金が発生するので二の足を踏んでしまうのです。そこで、会社分割制度を利用しようとなるのです。今回は、本業である建設業を移転しないケースについて考えてみましょう。単なる固定資産の譲渡と会社分割とはどのように違うのでしょうか。下の表のように、会社分割になると固定資産特に土地建物の移転がしやすくなるのです。

	対象となるもの	法人税	消費税等	所有権移転登記に係る登録免許税	不動産取得税
会社分割	営業	形態により移転損益の認識ありなし	課税対象外	6/1000適用要件あり	非課税規定あり
固定資産譲渡	資産そのもの	移転損益の認識あり	課税土地は非課税	50/1000	課税4%

会社分割は、まず、会社分割によって承継されるのは、「営業」でなければならないということです。経審対策からすれば、土地建物はみんな移転したいところですが、「営業」の移転に伴って「営業用財産債務」も移転するということですから、何でもいいというわけにはいきません。そこで、共同で利用している本社ビルはどうなるのかとか遊休不動産はどうなるのかとかが問題になるのです。この線引きは難しいのですが、遊休不動産については、たとえ会社分割計画書等に記載されても会社分割として移転したこ

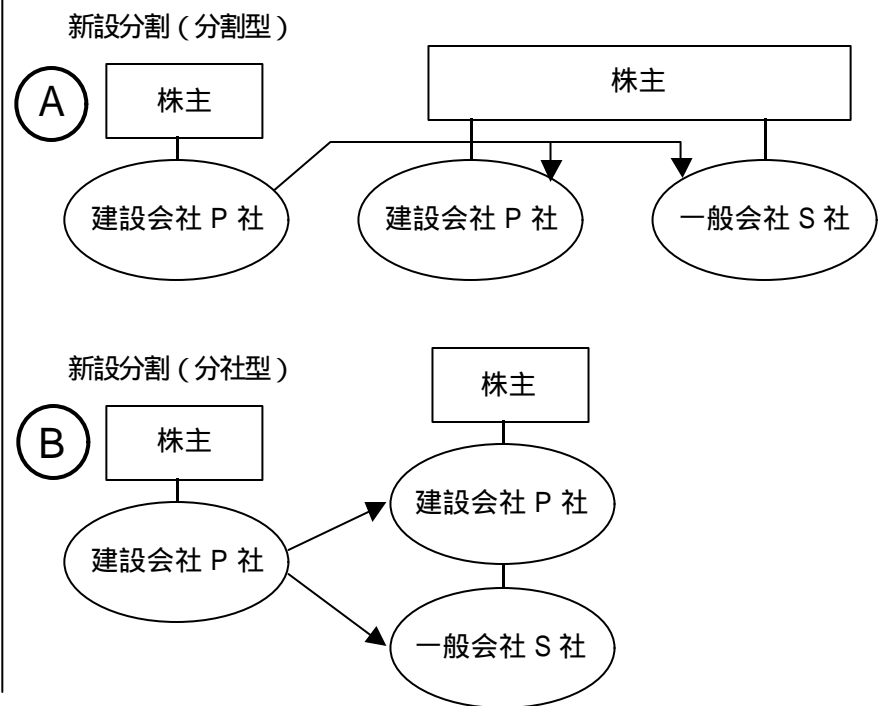
とにはならないようです。この場合には税金の取扱いがどうなるかが気になるところです。

次に、法人税の問題になるわけですが、適格分割は移転損益を認識しないので、課税が繰り延べられ、非適格分割は移転損益を認識するので、譲渡損益に課税されます。状況によっては、課税される場合を選択することもあります。注意しなくてはなりません。

また、分割型会社分割を選択する場合には、会社分割後に分割会社が特定建設業の要件を欠くことにならないかを確認しておく必要があります。特に、「資本金の額が2,000万円以上であり、かつ、自己資本の額が4,000万円以上であること。」という条件を満たすかどうかよく調べておきましょう。要件を満たさない場合には、分社型を選択することになります。

会社分割は、複雑な問題がからんできますので、専門家の指導のもとに取り組んでみてください

WISENET編集部 松村 清(税理士)



2002 年改正経審対応「Wisdom2002」好評発売中！現在ご注文をいただくとまずは「Wisdom2000」の“2002 年経審対応版”を発送。2002 正式版は 6 月発送予定！

Wisdom 訪問デモ希望(無償)

Wisdom 資料請求(無償)

\*すでにご注文をいただいているお客様にもこの案内は届いています。

今後「Wise FAXNET」送信不要

資料請求等は必要事項をご記入の上、FAXにて当社までご返送下さい。

下記にご連絡先をご記入下さい。ユーザー様で前回登録時と変更のない場合には、貴社名と担当者名、TELのみをご記入下さい。

貴社名

ご担当者様

ご役職・部署名

TEL

FAX

今後メールでの送信をご希望される場合は下記にアドレスをご記入ください。  
e-mail

「Wise FAXNET」は経審対策 / 書類作成システム「Wisdom(ウィズダム)」ユーザー様に経審に関する最新情報、経審対策のワンポイントを紹介、月一回の発行となります。内容に関するお問い合わせ、バックナンバーの請求(99年2月号～)は弊社までご連絡下さい。弊社ホームページよりバックナンバーのダウンロードできます(4月号は5月1日より可能)。ログインIDは「1921」です。入力後、[ログイン]ボタンをクリックして下さい。ワイズホームページ <http://www.wise.co.jp>